

限る。)又は手術を行わない日に限る。)

(9) 入院栄養管理体制加算の施設基準

イ 当該病棟において、専従の常勤の管理栄養士が一名以上配置されていること。

ロ 入院時支援加算に係る届出を行っている保険医療機関であること。

(10) 特定機能病院入院基本料の注11に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ 精神病棟看護・多職種協働加算(特定機能病院十三対一入院基本料の場合)の施設基準

四の二の(9)のイを満たすものであること。

ロ 精神病棟看護・多職種協働加算(特定機能病院十五対一入院基本料の場合)の施設基準

四の二の(9)のロを満たすものであること。

六 専門病院入院基本料の施設基準等

(1) 通則

専門病院は、主として悪性腫瘍患者又は循環器疾患患者を当該病院の一般病棟に七割以上入院させ、高度かつ専門的な医療を行っている病院であること。